

令和6年度 市民税・県民税(国民健康保険税)申告のご案内

1 申告書を提出する必要がある方

令和6年1月1日に今治市内に住所があり、令和5年中に所得があった方は、市民税・県民税の申告書を提出してください。

ただし、次の方は、申告書を提出する必要はありません。

- (1) 所得税の確定申告書を提出した方
- (2) 給与所得のみの方で、勤務先において年末調整を受けた方
- (3) 公的年金などに係る所得のみの方で、各種控除(社会保険料、生命保険料など)を追加しない方

<お願い>

前年中に収入がなかった方や市民税・県民税が非課税の方は、申告の必要はありませんが、国民健康保険や介護保険に加入されている場合、児童扶養手当を受給している場合、公営住宅・教育関係の制度などにおいて、所得(課税)証明書が必要な場合などは、市民税・県民税の申告が必要となりますので、期限内に申告してください。

2 申告期限 令和6年3月15日(金)

3 申告受付会場・日程

申告受付会場	受付日	受付時間
波止浜公民館	2月19日(月)	午前10時00分から午後3時30分まで
乃万公民館	2月20日(火)	
日高公民館	2月21日(水)	
清水公民館	2月22日(木)	
富田公民館	2月26日(月)	
桜井公民館	2月27日(火)	
今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室等	3月1日(金)から3月15日(金)まで	執務時間中 (午前8時30分から午後5時15分まで、 最終日は午後3時30分まで)

令和6年2月19日(月)から27日(火)の期間は、市民税課の職員が各地域の公民館に出張しますので、市役所本庁市民税課での申告・相談はご遠慮ください。

4 申告にお持ちいただくもの

①令和5年中の収入がわかるもの(年金・給与などの源泉徴収票、自営の方は収支内訳書など)

※事業(営業・農業など)や不動産の収入のある方は、領収書を科目別に集計しておくなど、事前に書類を整理し、ご自身で収支内訳書を作成しておいてください。

②社会保険料(国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料など)の支払金額がわかるもの

③生命保険料や地震保険料などの申告用控除証明書

④医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」の提出(医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける方は、同税制の明細書の提出及び健康診断などの結果通知表などの提出又は提示)が必要になります。医療費控除の明細書又は領収書、保険などで補てんされた金額がわかるもの、高額療養費支給決定通知書、おむつ使用証明書などで合計金額を計算し、ご自身で明細書を作成しておいてください。

⑤障害者控除を受ける方は、障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など

⑥寄附金控除を受ける方は、寄附金受領証など

※令和5年中にふるさと納税をされ、寄附先へワンストップ特例適用申請書を提出している場合、申告をするとワンストップ特例の適用が受けられなくなります。申告をされる場合には、ワンストップ特例申請分を含んで申告する必要があるため、必ずすべての寄附金受領証をお持ちください。

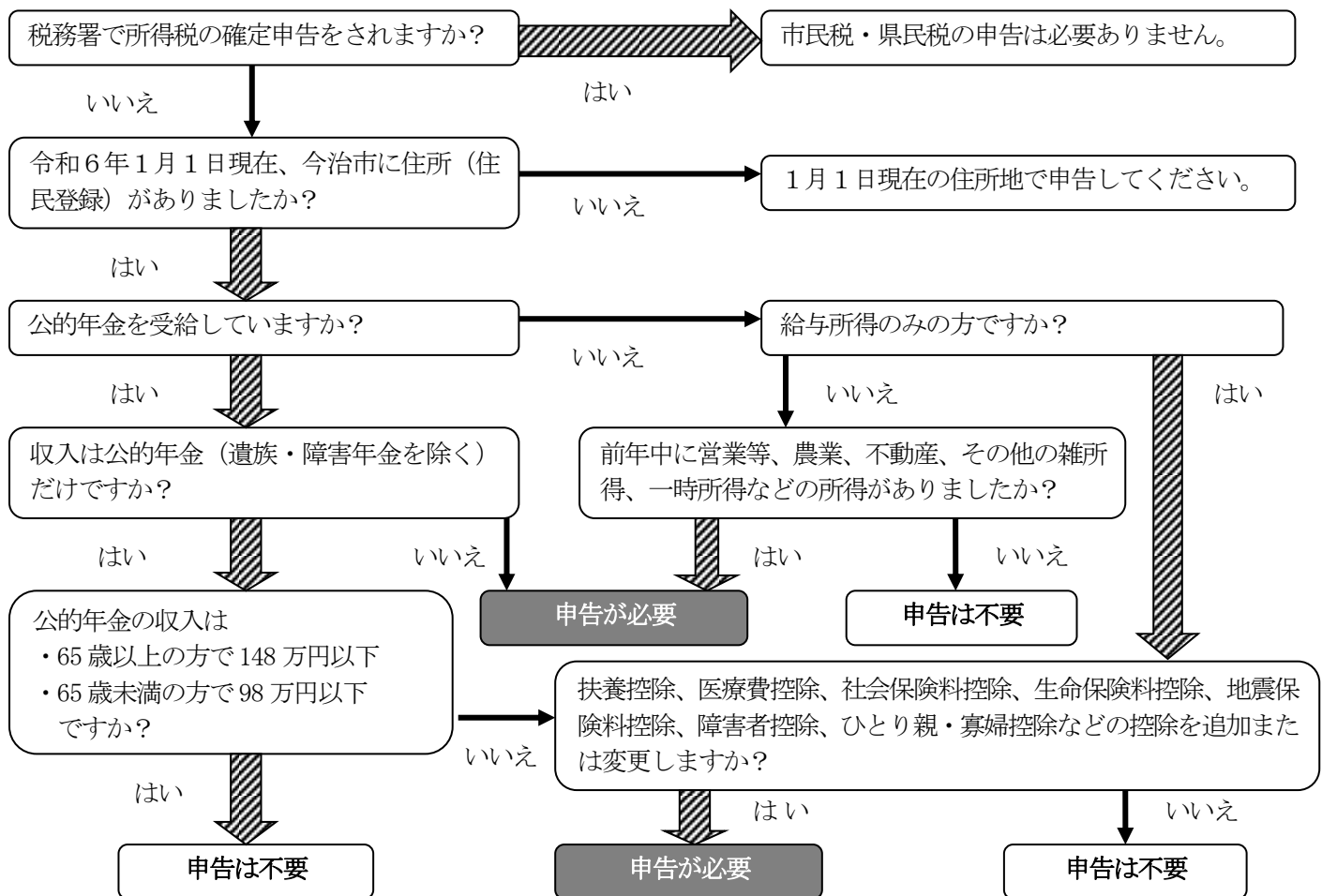
⑦申告される方の個人番号カード

⑧配偶者控除、扶養控除(16歳未満扶養を含む)などを受けられる方は、対象となる方の個人番号カードなど

⑨申告案内書(ハガキ(ある方))

⑩口座(本人名義)情報がわかるもの(所得税の還付を受ける方のみ)

5 市民税・県民税申告が必要かどうかのフローチャート



※このフローチャートは一般的な例です。

申告が必要となった方でも扶養などの控除の状況によっては、申告が不要な場合があります。

申告が必要な方のうち、下記に該当する方は税務署で所得税の確定申告をしていただく必要があります。

○ **所得税を納付する方、還付を受ける方**

（所得税を納付する方のうち、公的年金などの収入金額が 400 万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の各種の所得金額が 20 万円以下である場合には、確定申告は不要です。）

○ **給与や年金を2か所以上からもらっている方（所得税の計算が正しくできていません。）**

○ **給与所得者で、給与以外の所得（営業、不動産、生命保険の一時金など）の合計が 20 万円を超える方**

所得税の確定申告書は、国税庁ホームページでも作成できます。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

※土地の譲渡や株式譲渡などの分離課税所得があり、確定申告を必要とされる場合は、税務署で申告をお願いします。

6 申告の際のお願い

※感染症などの拡大防止及び円滑な申告会場運営の観点から、次の事項にご協力ください。

○ 受付票の記入

○ マスクの着用、手指の消毒、体温測定（発熱などの症状がある場合は、後日の申告をお願いします。）

<参考> **主な混雑時間帯**

公民館：各日開始時間から正午まで

本 庁：申告初日から5日目まで及び各日開始時間から正午まで

【問い合わせ先】

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市役所 総務部 市民税課 （電話 0898-36-1510(直通)）